

消防予第276号
平成20年10月22日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

住宅用火災警報器の普及促進に係る事業実施にあたっての
地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金制度の活用について

地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金制度要綱（平成20年10月16日付け内閣府事務次官、総務事務次官、文部科学事務次官、厚生労働事務次官、農林水産事務次官、経済産業事務次官、国土交通事務次官連名通知。以下「制度要綱」という。）が、**別添1**の通り各都道府県地域活性化担当部局に対して通知されているところですが、現在各消防機関において推進されている住宅用火災警報器の普及促進に係る事業の実施にあたっては、下記に留意して地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金（以下「交付金」という。）を活用することができますので、通知いたします。

なお、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（指定都市を除く。）に対し、この旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 交付金は、**別添2**の「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・

与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定。以下「緊急総合対策」という。)において、地方公共団体が、この緊急総合対策に積極的に取り組み、もって地域活性化に資することができるよう、創設された制度であり、消防機関が実施する住宅用火災警報器の普及促進に係る事業については、緊急総合対策の第2章「具体的施策」、5.「住まい・防災刷新対策」、(2)「児童を地震から守る学校づくり等防災対策」に掲げられた、「防災、消防等の対策」に該当するものであること。

このため、**別添3**の「地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金制度要綱の運用について」(平成20年10月16日付け内閣府地域活性化推進担当室事務連絡)、記の2.(5)「緊急総合対策との関係」に示された「実施計画の事業概要欄において、各交付対象事業と緊急総合対策の各項目との関連性を明確に記述」にあたって留意が必要となること。

2. 消防機関が実施する住宅用火災警報器の普及促進に係る事業は、制度要綱第2、3に掲げられた「地方単独事業」として交付対象事業に該当することとなること。
3. 住宅用火災警報器の給付事業、購入費助成事業、共同購入等の地域組織の活動支援事業等の幅広い住宅用火災警報器の普及促進に係る事業に活用できるものであり、制度要綱第3に基づく実施計画作成にあたっては、地域活性化担当部局をはじめとした関係部局と十分連携の上、事業計上に取り組むこととなること。

【問合せ窓口】

総務省消防庁予防課

担当：地下(じげ)、渡邊、伊藤

TEL 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533